

別表3 平成29年4月28日付教施財第1481号 部分公開決定 実施機関(担当:教育庁施設財務課)

請求文書	公開請求の対象となる行政文書の名称	実施機関が特定した文書	公開しないことと決定した部分	公開しない理由
	① 大阪府立堺西高等学校外3校昇降機設置工事特記仕様書	大阪府立堺西高等学校外3校昇降機設置工事特記仕様書	公開図面の代表者・設計者の氏名、印影	条例第9条第1号に該当する。 本件行政文書の非公開部分には、個人氏名及び印影等が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。
	② 大阪府立今宮工科高等学校外1校昇降機設備改修工事特記仕様書	大阪府立今宮工科高等学校外1校昇降機設備改修工事特記仕様書		
(4)	③ 図面	昇降機設備工事特記仕様書(その1) 昇降機設備工事特記仕様書(その2) エレベーター機器据付図(改修) エレベーター出入口平面図及び展開図(1)(改修) エレベーター出入口平面図及び展開図(2)、エレベーター監視機器姿図(改修) エレベーター設備(現況撤去)	図面	条例第8条第1項第1号・第4号に該当する。 本件行政文書は、入札、契約事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
	④	昇降機設備工事特記仕様書(その1) 昇降機設備工事特記仕様書(その2) エレベーター機器据付図(改修) エレベーター出入口平面図及び展開図(改修) 昇降路平面図・断面図、エレベーター機械室平面図(現況撤去)		
	⑤	昇降機設備工事特記仕様書(その1) 昇降機設備工事特記仕様書(その2) エレベーター機器据付図(改修) エレベーター出入口平面図及び展開図(改修) 昇降路平面図・断面図、エレベーター監視盤(現況撤去) エレベーター機械室平面図(現況撤去)		
	⑥	昇降機設備工事特記仕様書(その1) 昇降機設備工事特記仕様書(その2) エレベーター機器据付図(1・2号機)(改修) エレベーター出入口平面図及び展開図(1・2号機)(1)(改修) エレベーター出入口平面図及び展開図(1・2号機)(2)(改修) エレベーター機器据付図(3号機)(改修) エレベーター出入口平面図及び展開図(3号機)(1)(改修) エレベーター出入口平面図及び展開図(3号機)(2)(改修) 昇降路平面図・断面図、エレベーター機械室平面図(1・2号機)(現況撤去) 昇降路平面図・断面図、エレベーター機械室平面図(3号機)(現況撤去)		

請求文書	公開請求の対象となる行政文書の名称	実施機関が特定した文書	公開しないことと決定した部分	公開しない理由
(5)	① 大阪府立堺西高等学校外3校昇降機設置工事設計内訳書	大阪府立堺西高等学校外3校昇降機設置工事設計内訳書	—	<p>条例第8条第1項第1号・第4号に該当する。</p> <p>本件行政文書は、入札、契約事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	② 大阪府立今宮工科高等学校外1校昇降機設備改修工事設計内訳書	大阪府立今宮工科高等学校外1校昇降機設備改修工事設計内訳書		
	③ 大阪府立中津支援学校昇降機設備改修工事積算内訳書（公表用）	大阪府立中津支援学校昇降機設備改修工事積算内訳書（公表用） 工事積算内訳書細目別内訳	工事積算内訳書細目別内訳	
	④ 大阪府立堺聴覚支援学校昇降機設備改修工事積算内訳書（公表用）	大阪府立堺聴覚支援学校昇降機設備改修工事積算内訳書（公表用） 工事積算内訳書細目別内訳		
	⑤ 大阪府立東大阪支援学校昇降機設備改修工事積算内訳書（公表用）	大阪府立東大阪支援学校昇降機設備改修工事積算内訳書（公表用） 工事積算内訳書細目別内訳		
	⑥ 大阪府立箕面支援学校昇降機設備改修工事積算内訳書（公表用）	大阪府立箕面支援学校昇降機設備改修工事積算内訳書（公表用） 工事積算内訳書細目別内訳		
(6-1)	② 大阪府立今宮工科高等学校外1校昇降機設備改修工事エレベーター・機械室・昇降路平面詳細図（撤去）	大阪府立今宮工科高等学校外1校昇降機設備改修工事エレベーター・機械室・昇降路平面詳細図（撤去）	—	—
	③ 図面	昇降機設備工事特記仕様書（その1） 昇降機設備工事特記仕様書（その2） エレベーター機器据付図（改修） エレベーター出入口平面図及び展開図（1）（改修） エレベーター出入口平面図及び展開図（2）、エレベーター監視機器姿図（改修） エレベーター設備（現況撤去）	図面	<p>条例第8条第1項第1号・第4号に該当する。</p> <p>本件行政文書は、入札、契約事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	④	昇降機設備工事特記仕様書（その1） 昇降機設備工事特記仕様書（その2） エレベーター機器据付図（改修） エレベーター出入口平面図及び展開図（改修） 昇降路平面図・断面図、エレベーター機械室平面図（現況撤去）		
⑤	昇降機設備工事特記仕様書（その1） 昇降機設備工事特記仕様書（その2） エレベーター機器据付図（改修） エレベーター出入口平面図及び展開図（改修） 昇降路平面図・断面図、エレベーター監視盤（現況撤去） エレベーター機械室平面図（現況撤去）			

請求文書	公開請求の対象となる行政文書の名称	実施機関が特定した文書	公開しないことと決定した部分	公開しない理由
(6-1)	⑥ 図面	昇降機設備工事特記仕様書（その1） 昇降機設備工事特記仕様書（その2） エレベーター機器据付図（1・2号機）（改修） エレベーター出入口平面図及び展開図（1・2号機）（1）（改修） エレベーター出入口平面図及び展開図（1・2号機）（2）（改修） エレベーター機器据付図（3号機）（改修） エレベーター出入口平面図及び展開図（3号機）（1）（改修） エレベーター出入口平面図及び展開図（3号機）（2）（改修） 昇降路平面図・断面図、エレベーター機械室平面図（1・2号機）（現況撤去） 昇降路平面図・断面図、エレベーター機械室平面図（3号機）（現況撤去）	図面	条例第8条第1項第1号・第4号に該当する。 本件行政文書は、入札、契約事務に関する情報であつて、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
(6-2)	② 大阪府立今宮工科高等学校1号機・2号機製造メーカー 大阪府立桃谷高等学校1号機・2号機・3号機・4号機製造メーカー	大阪府立今宮工科高等学校1号機・2号機製造メーカー 大阪府立桃谷高等学校1号機・2号機・3号機・4号機製造メーカー	—	—
	③ 大阪府立中津支援学校製造メーカー	大阪府立中津支援学校製造メーカー		
	④ 大阪府立堺聴覚支援学校製造メーカー	大阪府立堺聴覚支援学校製造メーカー		
	⑤ 大阪府立東大阪支援学校製造メーカー	大阪府立東大阪支援学校製造メーカー		
	⑥ 大阪府立箕面支援学校1号機・2号機・3号機製造メーカー	大阪府立箕面支援学校1号機・2号機・3号機製造メーカー		